

文書番号 : JRCA AF140-改定 5 版

食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準

制 定 : 2021年 1月15日

改定5版 : 2025年 2月 1日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目 次

1. 適用範囲	2
2. 引用文書及び関連文書	2
4. 審査員補（新規登録）	4
5. 審査員補（資格拡大登録）	7
6. 審査員（格上げ）	9
7. 主任審査員（格上げ）	10
8. カテゴリ・サブカテゴリ拡大申請、サブカテゴリ登録	12
9. 資格の維持（サーベイランス）	13
10. 資格の更新	15
11. 有効な審査実績	16
12. 継続的専門能力開発 (CPD)	18
13. 継続的な確認	19
14. 審査員活動に関する調査	19
15. 資格の失効及び回復	19
16. 資格の一時停止及び取消し	20
17. 資格の再登録	20
18. 再審査申し立て、異議申し立て及び苦情	20
付則	20
付属書 1 フードチェーンカテゴリの分類	21
付属書 2 ISO 22000:2018 から ISO22000:2005 への対比	23
制定・改定履歴	25

1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が「食品安全マネジメントシステム審査員」（FSMS審査員）を評価登録するための基準を規定する。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

この文書で引用する基準文書を以下に示す。

JIS Q 17021-1 (ISO/IEC 17021-1) : 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項

JIS Q 19011 (ISO 19011) : マネジメントシステム監査のための指針

ISO 22000 : 食品安全マネジメントシステム—フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項

ISO/TS 22002 : 食品安全のための前提条件プログラム

ISO 22003-1 : 食品安全 第1部：食品安全マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

JRCA AJ140 : マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）

2.2 関連文書

この文書に関連する主な文書を以下に示す。

JRCA AJ240 : マネジメントシステム審査員の評価登録手順（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）

JRCA AF340 : 食品安全マネジメントシステム審査員 登録申請等各種申請の手引き

JRCA AC100 : 審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順

JRCA AC110 : 意図的な情報の隠蔽、虚偽情報の提供等の不正行為への対処に関する規則

JRCA AC220 : マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

3. 食品安全マネジメントシステム審査員の資格区分

この基準で定める食品安全マネジメントシステム審査員の資格区分を以下に示す。

3.1 審査員補

当センターが、本基準の 4 項又は 5 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

3.2 審査員

当センターが、本基準の 6 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

3.3 主任審査員

当センターが、本基準の 7 項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

注 1) 当センターが評価登録を行う、各 MS、各資格区分のマネジメントシステム審査員に共通して適用される事項の場合は、“マネジメントシステム審査員”、“MS 審査員”の用語も用いる。

4. 審査員補（新規登録）

食品安全マネジメントシステム審査員補への新規登録申請者は、4.1項から4.4項に定める要件を満たすこと。

4.1 実務経験

FSMS 審査員補登録に必要な実務経験を以下に示す。

- ① 高等学校卒業、又はこれと同等以上の教育を受けている、若しくは同等以上の学力を有していること。
- ② 5年以上の常勤による（フードチェーン関連産業）実務経験を有していること。ただし、高等学校卒業後に教育期間が1年以上の教育機関を修了している者は、業務経験を1年減じることができる。
- ③ 2年以上の品質保証又は食品安全職務における実務経験を有していること。品質保証又は食品安全職務における実務経験としては、例えば以下のような業務がある。
 - ・畜産、水産、農業による生産
 - ・食品製造、動物の飼料製造
 - ・外食、中食産業
 - ・食品流通、輸送/保管サービスの提供
 - ・食品衛生サービス
 - ・食品包装資材の製造
 - ・添加物/酵素/加工助剤、農薬/肥料/洗浄剤の製造
- ④ 上記②及び③の実務経験に関し、当センターは申請者から提供された、通算6ヵ月以上のカテゴリ・サブカテゴリ（分類は「付属書1」参照）の業務経験について、申請するカテゴリ・サブカテゴリにおいて、用語、知識及び技能を適用する力量要件を評価する。注）カテゴリ・サブカテゴリの登録は任意とする。
- ⑤ マネジメントシステム審査を行う者に望ましいとされる個人的特質を備えていることの（1）及び（2）の要件を満たすこと。
 - （1）倫理的であること、心が広いこと、外交的であること、観察力があること、知覚が鋭いこと、適応性があること、粘り強いこと、決断力があること、自立的であること。
 - （2）4年以上の業務上の関係がある人2名から推薦を受けていること。ただし、2名から推薦を受けられない者は、雇用関係が1年以上に及ぶ雇用責任者または契約関係が1年以上に及ぶ契約先責任者からの1通に減じることができる。

4.2 審査員研修コースの修了及び知識の証明

4.2.1 審査員研修コースの修了

当センターが承認する食品安全マネジメントシステムのフォーマル研修コース（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書1」の3項参照）を、申請日から過去5年以内に修了していること。

注）フォーマル研修コースの修了から、すでに5年を過ぎている場合、または、ISO 22000:2005 対応の研修コースである場合は、「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書2」を参照すること。

4.2.2 基礎微生物学及び基礎化学の知識証明

以下の（1）、（2）、（3）のいずれかにより、基礎微生物学及び基礎化学のそれぞれの知識の要件を満たすこと。

- (1) 高校卒業後の教育機関(大学、専門学校など)において 1 単位以上を取得
以下の①、②のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①高校卒業後の教育機関(大学、専門学校など)を卒業/修了し得られる成績証明書。
 - ②高校卒業後の教育機関(大学、専門学校など)で科目履修し得られる単位証明書。

注 1) 科目名として、基礎微生物学には、微生物学、基礎微生物学、応用微生物学、醗酵微生物学、食品微生物学などがあり、基礎化学には、化学、有機化学、応用化学、工業化学、化学工学、生化学、食品化学などがある。他科目については、評価時に科目内容を説明したシラバスなどの資料を確認した上で認める場合がある。過去の例では生物学 4 単位取得で基礎微生物学の知識の証明と判断している。

注 2) 科目履修の例としては、放送大学では、基礎微生物学として、初歩からの生物学、暮らしに役立つバイオサイエンスがあり、基礎化学として、初歩からの化学がある。
- (2) 当センターが登録した講習コース (JRCA ホームページ参照) の修了証
- (3) レポート等
以下の①、②、③のいずれかの 5000 字程度のレポートにより、要件を満たすこと。
 - ①知識証明のために作成した論述。
 - ②執筆した論文、書籍 (申請者の名前が確認できること)。
 - ③講師を務めた際のテキスト、配布資料 (申請者の名前が確認できること)

4.2.3 HACCP 教育訓練証明

- 以下の(1)、(2)、(3)のいずれかにより、HACCP 教育訓練の要件を満たすこと。
- (1) 概ね 3 日間の HACCP 講習の修了
以下の①、②のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①厚生省生活衛生局食品保健・乳肉衛生課長連名通知 衛食第三十一号・衛乳第三十六号 (平成 9 年 2 月 3 日)「総合衛生管理製造過程の承認制度に係る「HACCP システムについて相当程度の知識を持つと認められる者」の要件等について」の内容を満たす講習。
 - ②農林水産省食糧産業局関係事業 食品の品質管理体制強化対策事業の対象 HACCP 研修会として認定されたことのある概ね 3 日間の講習。
 - (2) 高校卒業後の教育機関(大学、専門学校など)において前項の(1)①と同等である科目内容で 1 単位以上を取得
以下の①、②のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①高校卒業後の教育機関(大学、専門学校など)を卒業/修了し得られる成績証明書。
 - ②高校卒業後の教育機関(大学、専門学校など)で科目履修し得られる単位証明書。

注) 科目内容を説明したシラバスなどの資料を求める場合がある。
 - (3) レポート等
以下の①、②、③のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①知識証明のために作成した 5000 字程度の論述レポート。
 - ・ HACCP の 7 原則、従来の衛生管理との違い等を理解していること。
 - ・ ハザード分析に必要な情報を収集し、ハザード分析を行い、ハザードの原因物質、ハザードの要因及び防止措置を示したハザードリストを作成について理解していること。
 - ・ CCP を適切に特定し、その理由を理解していること。
 - ・ CCP に対し、管理基準、モニタリング、改善措置、検証、記録維持管理を適切に設定する方法を理解していること。
 - ・ PRP に求められる要件を理解していること。
 - ②執筆した論文、書籍 (申請者の名前が確認できること)。
 - ③講師を務めた際のテキスト、配布資料 (申請者の名前が確認できること)

4.3 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書 (QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS)」(JRCA AJ140) の「付属書 3」参照) を遵守する

こと。

4.4 申請登録料の支払い

「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」(JRCA AC220)に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。

5. 審査員補（資格拡大登録）

IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関（当センターを含む）に登録している審査員は、次の 5.1 項のとおり、食品安全マネジメントシステム審査員補へ資格拡大登録の申請を行うことができる。

資格拡大登録申請者は、5.2 項から 5.5 項に定める要件を満たすこと。

5.1 資格拡大登録の対象

資格拡大が可能な保有資格を下表に示す。

既に保有している審査員資格（注）	拡大登録資格
QMS 主任審査員、審査員、審査員補	FSMS 審査員補
EMS 主任審査員、審査員、審査員補	FSMS 審査員補
ISMS 主任審査員、審査員、審査員補	FSMS 審査員補
OHSMS 主任審査員、審査員、審査員補	FSMS 審査員補

（注）IAF 加盟認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）、情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）等）から当該 MS 審査員登録の「認定」を取得している要員認証機関に登録していること

5.2 実務経験、又はフードチェーン関連産業 ISO9001 審査の審査経験及び有効な審査実績

以下の（1）、（2）いずれかによりフードチェーンカテゴリ及びサブカテゴリの実務及び用語を適用する能力に関する要件を満たすこと。

（1）4.1 項に定める要件を満たすこと。

（2）フードチェーン関連産業 ISO9001 審査の審査経験及び有効な審査実績

以下の 2 つの要件を満たすこと。なお、本項の要件では、カテゴリ・サブカテゴリの登録はできない。

①QMS の審査員補、審査員又は主任審査員が、フードチェーン関連産業の審査経験を 5 年以上有することについて、5 年以上の業務上の関係がある人 2 名から推薦を受けること。ただし、2 名から推薦を受けられない者は、雇用関係が 1 年以上に及ぶ雇用責任者または契約関係が 1 年以上に及ぶ契約先責任者からの 1 通に減じることができる。

②申請日より遡る 2 年間に少なくとも 2 回のフードチェーン関連産業 ISO9001 審査の有効な審査実績記録を提出すること。

5.3 審査員研修コースの修了及び知識の証明

5.3.1 審査員研修コースの修了

当センターが承認する食品安全マネジメントシステムのフォーマル研修コース又は資格拡大研修コース（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 1」の 3 項参照）を、申請日から過去 5 年以内に修了していること。

注）フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了から、すでに 5 年を過ぎている場合、または、ISO 22000:2005 対応の研修コースである場合は、「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 2」を参照すること。

5.3.2 基礎微生物学及び基礎化学の知識証明

4.2.2 項に定める要件を満たすこと。

5.3.3 HACCP 教育訓練証明

4.2.3 項に定める要件を満たすこと。

5.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 3」参照）を遵守すること。

5.5 申請登録料の支払い

「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」（JRCA AC220）に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。

6. 審査員（格上げ）

食品安全マネジメントシステムの“審査員”資格への登録申請者は、6.1項から6.7項に定める要件を満たすこと。

6.1 前提条件

食品安全マネジメントシステムの審査員補として、当センターに登録され、尚且つ、サブカテゴリに登録していること。

6.2 必要な審査実績

申請日から、審査員への格上げ申請前3年以内に、審査チームメンバーとして、“有効な審査実績”（11項参照）である FSMS 審査を4回以上、かつ審査日数合計12日以上の実績を有すること。

さらに、次の①～④の条件を満たすこと。

①審査実績は、4つ以上の異なる組織に対するものであること。

注) 異なる組織：認証登録されている組織の場合は、認証単位が異なる組織。認証登録されていない場合は、マネジメントシステムを規定する文書（マニュアル等）が異なる組織。

②審査日数合計とは、準備/文書審査/現地審査/報告書作成の、各々の審査日数の合計であること。（審査毎に各々の審査日数は現地審査日数を超えないこと。）

③主任審査員または審査員資格者（FSMS 審査員でなくてもよいが、審査チームリーダー又はメンバーとして11(1)b)項に定める審査を行う力量を有すること。申請者がFSMS以外のMS主任審査員の場合は申請者本人でも良い。）が1名加わって行われた審査であること。

④ISO22000の箇条4以降のすべての項目（○.○の2桁まで）を申請者本人が1回以上審査していること。

注) 上記④における「ISO22000の箇条4以降のすべての項目」とは、2021年12月29日までは、「ISO 22000：2005を用いた審査の場合はその箇条4以降のすべての項目（4.1～8.5）」又は「ISO22000：2018を用いた審査の場合はその箇条4以降のすべての項目（4.1～10.3）」とする。その際、複数の審査実績を合算できる。

ただし、複数の審査実績を用いる際に新旧の規格が混在する場合は、ISO 22000：2018とISO22000：2005との対比（付属書2）に基づきISO22000：2005の箇条に換算し、網羅していることを証明する資料を併せて提出すること。

6.3 必要な審査実績（6.2項）の緩和

必要な審査実績の緩和措置はない。

6.4 審査実績の証明

6.2項のすべての審査実績について、監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者又は、審査チームリーダーから、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。ただし審査チームリーダーが本人の場合は、審査チームリーダーによる証明はできない。

6.5 推薦

以下の①～③の力量を持っていることについて、主任審査員または審査員のもとで行なった審査で実証し、その主任審査員または審査員計2名から推薦を受けていること。ただし、2名から推薦を受けられない者は、所属するMS認証機関の雇用責任者または契約先のMS認証機関責任者からの1通に減じることができる。

①審査日程にもとづき、自らの審査計画を詳細化することができる。

②審査チーム内の責任分担について提案することができる。

③審査計画通りに審査を行い、審査結果をまとめることができる。

6.6 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 3」参照）を遵守すること。

6.7 申請登録料の支払い

「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」（JRCA AC220）に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。

6.8 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

格上げ後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

7. 主任審査員（格上げ）

食品安全マネジメントシステムの“主任審査員”資格への登録申請者は、7.1 項から 7.8 項に定める要件を満たすこと。

7.1 前提条件

食品安全マネジメントシステムの審査員補又は、審査員として、当センターに登録され、尚且つ、サブカテゴリに登録していること。

7.2 必要なメンバー審査実績

主任審査員への格上げのために必要なメンバー審査実績はない。

7.3 必要なリーダー審査実績

7.3.1 審査員から格上げの場合

申請日より遡る 2 年間に、審査チームリーダーとして、“有効な審査実績”（11 項参照）である FSMS 審査を 3 回以上、かつ審査日数合計 15 日以上の実績を有すること。

さらに、次の①～④の条件を満たすこと。

①審査実績は、3 つ以上の異なる組織に対するものであること。

注) 異なる組織：認証登録されている組織の場合は、認証単位が異なる組織。認証登録されていない場合は、マネジメントシステムを規定する文書（マニュアル等）が異なる組織。

②審査日数合計とは、準備/文書審査/現地審査/報告書作成の、各々の審査日数の合計であること。（審査毎に各々の審査日数は現地審査日数を超えないこと。）

③主任審査員（FSMS 審査員でなくてもよいが、審査チームリーダーとして 11(1)b 項に定める審査を行う力量を有すること。申請者が FSMS 以外の MS 主任審査員の場合は申請者本人でも良い。）が 1 名加わって行われた審査であること。

④ISO22000 の箇条 4 以降のすべての項目（○. ○の 2 桁まで）を申請者本人が 1 回以上審査していること。

注) 上記④における「ISO22000 の箇条 4 以降のすべての項目」とは、2021 年 12 月 29 日までは、「ISO 22000 : 2005 を用いた審査の場合はその箇条 4 以降のすべての項目（4.1～8.5）」又は「ISO22000 : 2018 を用いた審査の場合はその箇条 4 以降のすべての項目（4.1～10.3）」とする。その際、複数の審査実績を合算できる。ただし、複数の審査実績を用いる際に新旧の規格が混在する場合は、ISO 22000 : 2018 と ISO22000 : 2005 との対比（付属書 2）に基づき ISO22000 : 2005 の箇条に換算し、網羅していることを証明する資料を併せて提出すること。

7.3.2 審査員補から直接主任審査員に格上げの場合

6 項及び 7.3.1 項に定める要件をすべて満たすこと。

また、審査実績はすべて異なる実績であること。

7.4 必要な審査実績（7.3 項）の緩和

必要な審査実績の緩和はない。

7.5 審査実績の証明

7.3 項すべての審査チームリーダー審査実績について、監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。

7.6 推薦

以下の①～⑥の力量を持っていることについて、主任審査員のもとで行なった審査で実証し、その主任審査員計 2 名から推薦を受けていること。ただし、2 名から推薦を受けられない者は、所属する MS 認証機関の雇用責任者または契約先の MS 認証機関責任者からの 1 通に減じることができる。

- ①審査プログラムの統括
- ②メンバーの分担の指定
- ③審査計画の立案・実施
- ④審査報告書の作成・提出
- ⑤審査員補の審査の力量を向上させるための指導と助言
- ⑥審査員のリーダーとしての力量を向上させるための指導と助言

7.7 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 3」参照）を遵守すること。

7.8 申請登録料の支払い

「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」（JRCA AC220）に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。」

7.9 資格の有効期限日及び維持手続き期限日

格上げ後の資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日を継承する。

8. カテゴリ・サブカテゴリ拡大申請、サブカテゴリ登録

食品安全マネジメントシステムのカテゴリ・サブカテゴリ拡大申請者又は、サブカテゴリ登録申請者は、8.1 項から 8.6 項に定める要件を満たすこと。

8.1 前提条件

食品安全マネジメントシステムの審査員補又は、審査員又は、主任審査員として、当センターに登録されていること。

8.2 申請カテゴリ・サブカテゴリの力量

8.2.1 カテゴリ・サブカテゴリ拡大申請の場合

申請するカテゴリ・サブカテゴリ（分類は「付属書 1」参照）において、用語、知識及び技能を適用する力量要件を満たすこと。

次の①、②のいずれかの条件を満たすこと。

①申請カテゴリ・サブカテゴリで6ヶ月間フルタイムの業務経験

②申請カテゴリ・サブカテゴリを当センターに登録している審査員又は主任審査員の監督下で、申請カテゴリ・サブカテゴリのFSMS 審査における有効な審査実績を申請日より遡る3年間に4回以上、且つ、審査日数の合計が12日間以上

8.2.2 サブカテゴリ登録申請の場合

既に登録されているカテゴリ内のサブカテゴリにおいて、用語、知識及び技能を適用する力量要件を、カテゴリ登録を行った際の6ヶ月間以上のフルタイムの業務経験によって満たすこと。

8.3 受審組織による証明

8.2.1②によってカテゴリ・サブカテゴリを拡大する場合は、8.2 項のすべての審査実績について、監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者又は、審査チームリーダーから、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。ただし審査チームリーダーが本人の場合は、審査チームリーダーによる証明はできない。

8.4 審査能力の確認

8.2.1②によってカテゴリ・サブカテゴリを拡大する場合は、8.2 項のすべての審査実績について、審査チーム内の申請カテゴリ・サブカテゴリを当センターに登録している審査員又は主任審査員による観察、指導及び助言を通じて、審査能力の確認がされていること。

8.5 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 3」参照）を遵守すること。

8.6 申請登録料の支払い

カテゴリ・サブカテゴリ拡大申請者は、「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」（JRCA AC220）に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。

サブカテゴリ登録申請者は、申請及び登録に必要な費用は無料。

9. 資格の維持（サーベイランス）

審査員資格を維持するためには、登録資格の有効期間（3 年間）において、資格の登録日又は更新日から 1 年毎に、資格の維持（サーベイランス）申請を行い、9.1 項から 9.5 項に定める要件を満たすこと。

また、13 項及び 14 項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

9.1 必要な審査実績

9.1.1 審査員補の場合

審査員補は、審査実績を提出する必要はない。

9.1.2 審査員の場合

以下をすべて満たす審査実績 4 件又は審査日数が 10 日以上となるよう提出すること。

- (1) 前年の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（11 項参照）であること。
- (2) 審査実績の証明
監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者又は、審査チームリーダーから、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。ただし審査チームリーダーが本人の場合は、審査チームリーダーによる証明はできない。

9.1.3 主任審査員の場合

以下をすべて満たすリーダー又はメンバーとしての審査実績 4 件又は審査日数が 10 日以上となるよう提出すること。

- (1) 前年の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（11 項参照）であること。
- (2) 審査実績の証明
監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者又は、審査チームリーダーから、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。ただし審査チームリーダーが本人の場合は、審査チームリーダーによる証明はできない。

9.2 必要な継続的専門能力開発（CPD）実績

審査員補、審査員、主任審査員は、前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発（CPD）の実績を提出すること（12 項参照）。

必要な CPD 実績時間は、審査員補は 5 時間、審査員及び主任審査員は 15 時間とする。

9.3 資格変更による資格の維持

主任審査員は、9.1 項及び 9.2 項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

審査員は、9.1 項及び 9.2 項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

9.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の「付属書 3」参照）を遵守すること。

9.5 申請登録料の支払い

「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」(JRCA AC220)に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。

10. 資格の更新

審査員資格の有効期間は、資格の登録日又は更新日から 3 年間とする。

審査員資格の有効期間を更新するためには、資格の登録又は更新から 3 年毎に、資格の更新申請を行い、10.1 項から 10.5 項に定める要件を満たすこと。

また、13 項及び 14 項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

10.1 必要な審査実績

10.1.1 審査員補の場合

審査員補は審査実績を提出する必要はない。

10.1.2 審査員の場合

審査員は、以下をすべて満たすリーダー又はメンバーとしての審査実績 4 件又は審査日数が 10 日以上となるよう提出すること。

(1) 前年の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（11 項参照）であること。

(2) 審査実績の証明

監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者又は、審査チームリーダーから、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。ただし審査チームリーダーが本人の場合は、審査チームリーダーによる証明はできない。

10.1.3 主任審査員の場合

主任審査員は、以下をすべて満たす審査実績 4 件又は審査日数が 10 日以上となるよう提出すること。

(1) 前年の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（11 項参照）であること。

(2) 審査実績の証明

監査依頼者（認証機関等）又は、受審組織のマネジメントシステム責任者又は、審査チームリーダーから、審査が申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。ただし審査チームリーダーが本人の場合は、審査チームリーダーによる証明はできない。

10.2 必要な継続的専門能力開発 (CPD) 実績

審査員補、審査員、主任審査員は、前回の資格維持申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発 (CPD) の実績を提出すること（12 項参照）。

必要な CPD 実績時間は、審査員補は 5 時間、審査員及び主任審査員は 15 時間とする。

10.3 資格変更による資格の更新

主任審査員は、10.1 項及び 10.2 項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

審査員は、10.1 項及び 10.2 項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

10.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）」（JRCA AJ140）の付属書 3 参照）を遵守すること。

10.5 申請登録料の支払い

「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」（JRCA AC220）に従って、必要な費用を当センターに支払うこと。

1 1. 有効な審査実績

当センターへの申請において有効とする審査実績は、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす審査であり、かつ申請者本人の審査活動が以下の(4)、(5)を満足すること（“有効な審査実績”という）。

(1) 以下を基準文書とする食品安全マネジメントシステム審査の実績であること。

- a) ISO 22000 食品安全マネジメントシステム
ーフードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項
 - b) その他の、a)をすべて含むか、又はa)に相当すると認められるマネジメントシステム関連規格
- 例) ①JIS Q 9001 (ISO 9001) 品質マネジメントシステムー要求事項
ISO9001とHACCPの組合せ審査、フードチェーン (ISO 22003-1:2022附属書Aのカテゴリ・サブカテゴリ) におけるISO9001審査
②GFSI承認スキーム
FSSC22000 食品安全管理システム認証など
③JFS-C規格
④コンサルタントが指導先に対して行った審査のうち、第三者的に審査を行うことが契約等に明記されている①から③に該当する審査

(2) JIS Q 19011、JIS Q 17021-1、又はJRCAが同等と認める規格・基準（注）に従って実施された第一者監査（内部監査）、第二者監査又は第三者審査の実績であること。

上記いずれの規格に従って実施された審査（監査）であっても、以下の要件を満たしていること。

- ①審査（監査）計画に基づいて実施された審査であること
 - ・審査基準、審査目的（審査の種類）
 - ・組織名称、審査範囲
 - ・日時、場所
 - ・審査チーム（リーダー、メンバー）及び同行者
- ②初回会議が実施されていること
- ③審査所見及び審査結論が作成されていること
- ④最終会議が実施されていること

（注）JIS Q 17021-1又はJIS Q 19011以外の国際規格、国内規格、その他の基準に従って実施された審査（監査）実績については、上記(1)の基準文書に対応して、JRCAが適切と判断する場合に認められる。

(3) 食品安全マネジメントシステムの全体を審査対象とした審査であること。

正当な理由により適用されない要求事項がある場合、若しくはサーベイランス審査（定期維持審査）でシステム機能の確認に意図した重みづけ（重点化）を行なっている場合等であっても、システム全体を対象とした審査プログラムの一環として行われた審査であれば、有効な審査実績として取り扱う。

ただし、特定の不適合に対する是正処置確認のための審査、又は特別な目的のための立入審査のように、審査対象がマネジメントシステムの一部に限定されている審査は認められない。

(4) 申請者の現地における審査活動（現地審査）が、実働6時間以上であること。

2つ以上の審査基準に基づく複合審査／統合審査の場合は、食品安全マネジメントシステ

ムに関わる現地審査活動が、実働 6 時間以上であること。

- (5) 2 段階審査の場合、本人の参加が第 1 段階審査だけでは 1 回の実績とは認められない。第 1 段階及び第 2 段階を通した審査、又は第 2 段階審査への参加で、1 回の審査実績とする。
- また、申請者（審査員／監査員）の所属する部門と被審査／監査部門とが異なること（自部門の審査／監査でないこと）を条件とする。

12. 継続的専門能力開発 (CPD)

12.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発 (CPD) は、食品安全マネジメントシステム審査員としての能力維持・向上に直接的又は間接的に寄与する活動であって、以下の事項を対象とする。

- ①FSMS規格及びその関連規格の理解
- ②マネジメントシステムの基本概念及び原則の理解
- ③品質管理の技法、改善ツール、統計的手法の理解
- ④審査技術の習得及び向上
- ⑤カテゴリ・サブカテゴリの専門能力の向上
- ⑥食品安全技術、技法

12.2 専門能力開発の方法と証明

(1) 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発 (CPD) の方法には、以下の種類がある。

(習得内容は 12.1 項①～⑥に準じること)

1) 研修等への参加

例) ①JRCA 登録 CPD コース

②IAF 加盟認定機関から当該 MS の認定を取得している MS 認証機関の所属審査員を対象とした研修

③一般参加が可能な研修コース

④講師として参加した講演会

2) 自己学習等

例) ①読書

②web サイト利用による個人学習

③グループ学習

④論文、書籍、テキストなどの著作物の執筆

(2) 専門能力開発の証明

①JRCA 登録 CPD コースの修了証による。

②IAF 加盟認定機関から当該 MS の認定を取得している MS 認証機関の研修責任者による修了証明のための押印又は署名 (ただし、申請者以外であること) 及びプログラム (研修内容及び休憩時間を除く等の有効時間を証明するものであること) などの添付による。

③一般参加が可能な研修コース (講師として参加した場合を含む) は、レポート作成による。

④自己学習は、教材等を明示したレポート作成による

なお、習得内容が同一でない場合はそれぞれ個別に資料を提出すること。また、レポートの作成方法は「食品安全マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き」(JRCA AF340) の「21. 専門能力開発実績記録レポート」(JRCA F5120-09) に準ずること。

1 3. 継続的な確認

当センターは、登録された MS 審査員又はその利害関係者から、審査員活動に影響を与える可能性のある重大な変更の報告、審査員活動に関わる苦情又は情報提供があった場合、以下の事項を確認し、問題がある場合は必要な対応を行う。

- (1) 「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書(QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS)」(JRCA AJ140) の付属書 3 「審査員倫理綱領」を含む本資格基準への違反がないこと。
- (2) 変更の報告、苦情又は情報提供の内容が、当該 MS 審査員の登録、維持又は更新の要件に抵触していないこと。

1 4. 審査員活動に関する調査

当センターは、登録された MS 審査員から提出された審査実績の信頼性及び適切性について、受審組織又は審査実施機関に対して、必要な調査を行う場合がある。

また、当センターは、登録された MS 審査員の適切な審査員活動に関する疑義又は問題が発見された場合は、必要な調査を行う場合がある。

1 5. 資格の失効及び回復

15.1 登録資格の失効

次の事項が発生した場合、該当する MS 審査員の登録資格は失効する。

- (1) 当センターによる評価及び判定の結果、9 項に定める資格維持、又は 10 項に定める資格更新の要件を満たすことができなかった場合。
なお、下位の資格区分の要件は満たしていて、本人の希望がある場合は、資格区分を変更して登録継続することができる。
- (2) 資格維持の場合は維持手続き期限日から 3 ヶ月以内、更新の場合は有効期限日までに、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがなかった場合。
- (3) 審査の基準規格が改訂された場合であって、当センターが定める資格移行に関する要件を満たすことができなかった場合。
- (4) 当該 MS 審査員から資格放棄の届出があった場合。

15.2 資格の回復

資格が失効した場合でも、維持手続き期限日、又は有効期限日から 6 ヶ月以内に必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがあり、当該 MS 審査員の資格登録継続の意思が確認できた場合は、当センターは、資格の維持又は更新等の要件を満たすことを確認した上で、失効前と同一の資格区分で登録を継続する。

また、単なる過失や怠慢でなくやむを得ない事情により定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合には、原則として、上記の資格回復の期限から 3 ヶ月以内であれば、資格の維持又は更新等の要件を満たす必要な手続きを完了することによって、失効前と同一の資格区分で登録を継続することができる。

失効、回復の期日のまとめ

	失効	回復	やむを得ない事情 による回復
維持	維持手続き期限日 から 3 か月超え	維持手続き期限日 から 6 か月以内	維持手続き期限日 から 9 か月以内
更新	有効期限日超え	有効期限日 から 6 か月以内	有効期限日 から 9 か月以内

16. 資格の一時停止及び取消し

16.1 資格の一時停止

当センターは、次の事項が発生した場合、当該 MS 審査員の審査員資格を一時停止する。

- (1) 当該MS審査員からの申請内容、資格登録に関わる継続的な確認又は審査員活動に関する調査において、容認できない問題が検出された場合。
- (2) 審査員倫理綱領（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）」（JRCA AJ140）の 付属書 3 参照）、審査員の権利及び義務（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）」（JRCA AJ140）の 付属書 4 参照）、若しくは審査員資格の公表に係わる遵守事項（「マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）」（JRCA AJ140）の 付属書 5 参照）に関して、容認できない違反があった場合。
- (3) 当センターへ提出された文書等に、故意又は悪質な虚偽の記載等があった場合。
- (4) その他、審査員資格の一時停止が必要と判断する事象が発見された場合。

16.2 資格一時停止の解除

当センターは、16.1 項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が実施され、これらが解決されたと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格停止を解除する。

16.3 資格の取消し

当センターは、16.1 項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が完了せず、これらの問題が解決されないと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格を取消す。

17. 資格の再登録

過去に、当センターの MS 審査員として登録していて現在は登録されていない者が、再登録を希望する場合は、新規登録又は資格拡大登録の要件（4 項又は 5 項参照）に従って、改めて審査員補として登録申請を行う必要がある。

なお、当センターは、16.3 項の事由により資格取消しとなった者からの再登録申請は受理しない。

18. 再審査申し立て、異議申し立て及び苦情

当センターは、登録申請者及び登録された MS 審査員から、再審査申し立て、異議申し立て及び苦情があった場合、再審査申し立てについては、「食品安全マネジメントシステム要員認証に係わる再審査に対する取扱い手順」（JRCA F5530）に、異議申し立て及び苦情については、「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」（JRCA AC100）に従って対応する。

付則

この基準は、2025 年 2 月 1 日から施行する。

食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準

付属書 1 フードチェーンカテゴリの分類

ISO 22003-1:2022 付属書Aの表A. 1 からフードチェーンカテゴリ・サブカテゴリの分類を以下に示す。

カテゴリ		サブカテゴリ		含まれる活動の例
A	畜産・水産（動物生産）又はこれらの採取業	A I	肉/乳/卵/蜂蜜のための動物の飼養	肉、卵、乳又は蜂蜜の生産に使用される動物（魚及び海産物を除く）の飼育。 飼育、保持、罾による捕獲及び狩猟（狩猟時の食肉処理）。これに関連し、産物を変形又は加工しないままの一時的包装。
		A II	魚及び海産物の飼養	食肉生産に使用される魚及び海産物の飼育。 養殖、罾による捕獲及び漁獲（水揚時の食肉処理）。これに関連し、産物を変形又は加工しないままの一時的包装。
B	農業又は作物の取扱い	B I	農業－作物（穀物及び豆類を除く）の取扱い	作物（穀物及び豆類を除く）の栽培又は収穫：園芸作物（果実、野菜、香辛料、キノコなど）及び食用水生植物。園芸作物及び食用水生植物を含む作物（穀物及び豆類を除く）の農場などでの保管。
		B II	農業－穀物及び豆類の取扱い	食用の穀物及び豆類の栽培及び収穫。穀物及び豆類の取扱い。 食用の穀物及び豆類の農場などでの保管。
		B III	作物の加工前の取扱い	園芸作物及び食用水生植物を含む収穫作物に関する原形を変形することのない活動。これらは、清浄化、洗浄、すすぎ、流送、類別、等級分け、トリミング、結束、冷却、水冷冷却、ワックスがけ、浸漬、曝気、保管又は加工の準備、包装、再包装、ステージング、保管及び積載を含む。
C	食品、原料及びペットフードの加工	C 0	畜産・水産－第一次処理	さらなる加工を意図した動物の遺体の変換、これにはと畜前の休息、と畜、内臓除去、動物及び内臓抜き狩猟肉のバルク冷却・冷凍・保管、魚のバルク冷凍及び漁獲魚の保管を含む。
		C I	腐敗しやすい動物性製品（を製造するため）の加工	冷却又は冷凍温度管理を必要とする魚、魚製品、海産物、肉、鶏卵及び酪農製品を含む加工及び包装。 動物性原料のみによるペットフードの加工。
		C II	腐敗しやすい植物性製品（を製造するため）の加工	果物及びフレッシュジュース、野菜、穀物、木の実、豆類、液体の冷凍製品、植物性の肉・酪農製品代替品を含む食品の加工及び包装。 植物性原料のみによるペットフードの加工。
		C III	腐敗しやすい動物性及び植物性製品（混合製品）の加工	ピザ、ラザニア、サンドイッチ、餃子及び喫食前に加熱を要さない調理済み食品（Ready-To-Eat 食品）などの加工及び包装。 現地外のケータリング用キッチンでの加工を含む。 すぐに消費することを意図しない、産業用キッチンで加工した食品も含む。 腐敗しやすい動物性・植物性混合材料によるペットフードの加工。
		C IV	常温保存食品の加工	缶詰食品、ビスケット、スナック菓子、油、飲用水、飲料、パスタ、小麦粉、砂糖及び食塩を含む、常温で保管及び販売される食品の加工及び包装。 常温保管するペットフードの加工。
D	飼料及び動物用食品の加工			家庭では飼われない、食料生産動物及び非食料生産動物向けを意図した飼料、例えば、穀物、油糧種子、食品製造における副産物由来の飼料の加工。 食料生産動物向けを意図した添加剤あり又はなしの飼料、例えば、薬剤添加飼料、配合飼料の加工。
注記 “生鮮食品” は、腐敗する可能性があり、温度管理された環境で保存しなければならない種類又は条件の食品と考えることができる。				

食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準

表 A.1 (続き)

カテゴリ		サブカテゴリ		含まれる活動の例
E	ケータリング/ フードサービス			その場での直接消費、又は持ち帰りのための食品の材料及び製品の準備、調理、かき混ぜ及びブレンディングなどの屋外での食品加工。例には、レストラン、ホテル、フードトラック、組織、職場(学校又は工場のカフェテリア)を含み、これは屋台などのその場での調理(例えば、ロティサリーチキン)を含む。食品の温め直し、イベントへのケータリング、コーヒーショップ及びパブを含む。
F	取引、小売り及びE コマース	F I	小売/卸売	加工済み食品の保管並びに顧客及び消費者(小売店、店舗、卸売業者)への提供。例えば、切り分け、計量、温め直しなどの軽微な加工作業を含む。
		F II	仲介/取引	物理的な取扱いなしの、自らのための、又は他者のための代理店としての、フードチェーンに入るあらゆる品目の売買。
G	輸送及び保管サービス			温度管理をしなければならない生鮮食品及び飼料の保管設備及び配送車両。 常温保管の食品及び飼料の保管設備及び配送車両。 むき出しの食材を除き、ラベルの再貼付/再包装。 食品包装材料の保管設備及び配送車両。
H	サービス			給水、ペストコントロール、清掃・洗浄及び廃棄物処理を含む、食品及び飼料の安全な製造に関連したサービスの提供。
I	包装材の製造			食品、飼料及び動物向け食品に接触する包装材の製造。 食品加工の際に使用するため、食品加工現場で製造される包装材を含む場合がある。
J	用具			食品、飼料の加工、包装作業に使用する用具、自動販売機、調理用具、加工用機器、フィルター、用具及び施設の衛生的デザイン。
K	化学及びバイオ化学薬品			食品及び飼料の加工助剤、添加物(例えば、香料、ビタミン)、ガス及びミネラルの製造。 バイオカルチャー及び酵素の製造。
注記 “生鮮食品” は、腐敗する可能性があり、温度管理された環境で保存しなければならない種類又は条件の食品と考えることができる。				

付属書 2 ISO 22000:2018 から ISO22000:2005 への対比

ISO 22000:2018 の付属書 B（参考）「ISO 22000:2018 と ISO22000:2005 との対比」の「表 B.1—主構成」を基に作成。

ISO 22000:2018	ISO22000:2005
4 組織の状況	新規見出し
4.1 組織及びその状況の理解	新規
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	新規
4.3 食品安全マネジメントシステムの適用範囲の決定	4.1（及び新規）
4.4 食品安全マネジメントシステム	4.1
5 リーダーシップ	新規見出し
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	5.1、7.4.3（及び新規）
5.2 方針	5.2（及び新規）
5.3 組織の役割、責任及び権限	5.4、5.5、7.3.2（及び新規）
6 計画	新規見出し
6.1 リスク及び機会への取組み	新規
6.2 食品安全マネジメントシステムの目標及びそれを達成するための計画策定	5.3（及び新規）
6.3 変更の計画	
7 支援	新規見出し
7.1 資源	1、4.1、6.2、6.3、6.4（及び新規）
7.2 力量	6.2、7.3.2（及び新規）
7.3 認識	6.2.2
7.4 コミュニケーション	5.6、6.2.2
7.5 文書化した情報	4.2、5.6.1
8 運用	新規見出し
8.1 運用の計画及び管理	新規
8.2 前提条件プログラム（PRPs）	7.2
8.3 トレーサビリティシステム	7.9（及び新規）
8.4 緊急事態への準備及び対応	5.7（及び新規）
8.5 ハザードの管理	7.3、7.4、7.5、7.6、8.2（及び新規）
8.6 PRPs 及びハザード管理プランを規定する情報の更新	7.7
8.7 モニタリング及び測定管理	8.3
8.8 PRPs 及びハザード管理プランに関する検証	7.8、8.4.2

食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準

ISO 22000:2018	ISO22000:2005
8.9 製品及び工程の不適合の管理	7.10
9 パフォーマンス評価	新規見出し
9.1 モニタリング、測定、分析及び評価	新規見出し
9.1.1 一般	新規
9.1.2 分析及び評価	8.4.2、8.4.3
9.2 内部監査	8.4.1
9.3 マネジメントレビュー	5.8（及び新規）
9.3.1 一般	5.2、5.8.1
9.3.2 マネジメントレビューへのインプット	5.8.2（及び新規）
9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット	5.8.1、5.8.3
10 改善	新規見出し
10.1 不適合及び是正処置	新規
10.2 継続的改善	8.1、8.5.1
10.3 食品安全マネジメントシステムの更新	8.5.2

以上

食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2021 年 1 月 15 日 2021 年 4 月 1 日か ら施行	・QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS の審査員資格基準について、共通の文書構造、かつ極力共通のテキストで再作成した。従来、資格基準と同じ文書に含まれていた評価登録手順は、QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS 共通の別文書 JRCA AJ240 として制定した。また、付属書は MS 資格基準の共通付属書の位置付けで別文書 JRCA AJ140 として制定した。ただし「フードチェーンカテゴリ」及び「ISO 22000：2018 から ISO 22000：2005 への対比」は FSMS 固有の内容であるので、本基準 AF140 の中の付属書とした。 ・文章構造は変更したが、新規・格上げ・維持・更新・カテゴリ拡大等の具体的要件については旧 JRCAF4000 からの変更点はない。 ・資格の失効、回復期間、やむを得ない事情による回復期間を整理した (16 項)
改定 1 版	2021 年 10 月 1 日	「JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の施行に伴い、関連する規定を修正した。(2.2 項、4.4 項、5.5 項、6.7 項、7.8 項、8.6 項、9.5 項、10.5 項)
改定 2 版	2022 年 1 月 4 日	・参照先の付属書番号の誤記修正 (4.2.1 項、5.3.1 項) ・2018 年版移行期間終了に伴い移行に係る旧 11 項を削除し、以降の項番を繰上
改定 3 版	2023 年 10 月 2 日	・誤記の修正及び表現の見直しを行った。
改定 4 版	2024 年 1 月 1 日 2024 年 4 月 1 日か ら施行	・ISO/TS22003:2013 から ISO 22003-1:2022 への移行に関して、関連箇所および付属書 1 の表 A. 1 を改定した。
改定 5 版	2025 年 2 月 1 日	関連文書に JRCA AC110 を追加 (2.2 項)